全ト協発第１４４号(企)
令和７年６月２４日

都道府県トラック協会
会　長　殿

公益社団法人全日本トラック協会
会　長　坂本克己

標準的運賃に係るトラック搭載型クレーン車の割増率について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省から、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃に関し、トラック搭載型クレーン車の割増率が別添のとおり示されました。

つきましては、本内容について、会員事業者に対し周知にご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○「トラック搭載型クレーン車の割増率について」（通達）
（令和７年６月２４日　国自貨第１７２号の２）

【参考資料】

○「トラック搭載型クレーン車の割増率について」（通達）
（令和７年６月２４日　国自貨第１７２号）

◇本件お問い合わせ先
公益社団法人全日本トラック協会　企画部
電話：03-3354-1037　FAX：03-3354-1019

国自貨第１７２号の２
令和７年６月２４日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿

物流・自動車局　貨物流通事業課長

トラック搭載型クレーン車の割増率について

今般、トラック搭載型クレーン輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

トラック搭載型クレーン車は、「標準的な運賃」における「小型車（２ｔクラス）」「中型車（４ｔクラス）」「大型車（１０ｔクラス）」の「３割増」となること。

国自貨第１７２号
令和７年６月２４日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長
殿

物流・自動車局　貨物流通事業課長
（公印省略）

トラック搭載型クレーン車の割増率について

今般、トラック搭載型クレーン輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

トラック搭載型クレーン車は、「標準的な運賃」における「小型車（２ｔクラス）」「中型車（４ｔクラス）」「大型車（１０ｔクラス）」の「３割増」となること。